

国営干拓環境対策調査実施要領

昭和60年5月7日付60構改D第318号

最終改正 平成20年4月1日付19農振第1874号

各地方農政局長 殿

農村振興局長

第1 趣旨

近年の社会情勢の変化に伴い、環境問題に対する社会的関心が高まっており、より高度で総合的な環境保全への対応が求められている。

このため、本調査は、特に周辺環境との調和を図りつつ事業を実施することが必要な地区について、所要の調査を行い適切な環境保全対策を検討し、もって円滑な推進に資するものとする。

第2 対象地区

- 1 国営干拓事業を実施中の地区のうち、事業の進捗に伴い特に環境保全等との調整を要する地区
- 2 国営干拓事業の完了地区のうち、特に環境保全に関する事後評価を実施する必要がある地区

第3 調査内容

調査の内容は次に掲げるものとする。

- 1 淡水湖開発に伴う水質及び生態系の変化等の環境影響に関する調査
- 2 その他特別に必要と認められる調査（野鳥保護、水産資源調査等）

第4 調査主体

調査は農林水産省各地方農政局長（以下「地方農政局長」という。）が行うものとする。

第5 調査の委託

地方農政局長は、必要に応じて調査の一部を試験研究機関等に委託することができる。

第6 調査結果の報告

- 1 地方農政局長は、毎年3月31日までに当該年度の調査結果の概要を取りまとめ、農村振興局長に報告するものとする。
- 2 対象地区の調査期間は、原則として5カ年とする。